

(仮) 八幡市民複合施設基本設計・実施設計業務委託の公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

市川市長 村越 祐民

1 業務概要

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | (仮) 八幡市民複合施設基本設計・実施設計業務委託 |
| (2) 業務内容 | (仮) 八幡市民複合施設新築工事に係る基本設計・実施設計 |
| (3) 履行期間 | 契約日の翌日から令和 5 年 3 月 3 日まで (約 1 4 ヶ月) |
| (4) 業務規模 | 延べ床面積 1, 3 0 0 m ² 程度 |
| (5) 上限提案価格 | 7 1, 0 0 0 千円 (税込) |
| (6) 工事計画概要 | |
| ・ 施工場所 | 市川市八幡 4 丁目 1 7 8 8 番 2 外 |
| ・ 施工期間 | 令和 5 年 3 月から令和 6 年 3 月まで (予定) |
| ・ 概算工事価格 | 約 1 0 億円 (税込) (上限) |

2 選考方針

優先交渉権者の特定は、次の (1) (一次選考) 及び (2) (二次選考) の 2 回の選考を経て行います。

- (1) 提出書類による (仮) 八幡市民複合施設基本設計・実施設計業務に係る受注者選考委員会 (以下「委員会」という。) の選考委員 (以下「選考委員」という。) の評価を踏まえ、参加表明書等の提出者の中から技術提案書を提出できる上位 5 者程度を選定します (一次選考)。
- (2) 一次選考で選定された者について、技術提案書及び技術提案資料並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる選考委員の評価を踏まえ、市川市建設工事等請負業者資格審査会 (以下「資格審査会」という) において、優先交渉権者 1 者及び次席優先交渉権者 1 者を特定します (二次選考)。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加することができる者は、次の (1) から (6) までのいずれにも該当する単体企業とします。

- (1) 公告日現在において、令和 2・3 年度市川市入札参加業者適格者名簿に建築関係建設コンサルタントで登録されていること。
- (2) 公告日より過去 15 年以内に、国又は地方公共団体が発注した、公民館 (又はコミュニティセンター)、児童福祉施設又は類似施設 (※) のいずれかを含む 2 つ以上の用途を複合化した施設 (延べ床面積 1, 0 0 0 m²以上とする。) の新築工事に関する基本設計又は実施設計業務

を元請（設計共同企業体の場合は、代表構成員に限る）で受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者であること。

(3) 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第23条の規定に基づき、一級建築士事務所の登録を行っていること。

(4) 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 配置予定技術者

- ① 管理技術者及び照査技術者は、一級建築士であること。
- ② 管理技術者及び建築主任技術者は、参加表明書の受付日以前に参加表明者と直接的かつ恒常的雇用関係が3か月以上あること。
- ③ 管理技術者及び照査技術者、各主任技術者は、それぞれ1名であること。
- ④ 管理技術者は、照査技術者及び各主任技術者を兼任していないこと。
- ⑤ 照査技術者は各主任技術者を兼任していないこと。
- ⑥ 建築主任技術者は、記入を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。

※1：「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※2：分担業務分野の分類は、下表による。なお、提出者において新たな分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、積算業務等）を追加する場合は、主任技術者の経歴等（提出者が新たに追加する分担業務分野の主任技術者）（様式3-D）の提出において、新たに追加する分担業務分野の具体的業務内容及び分野を追加する理由を記入すること。ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わない。なお、次の分担業務分野を分割して新たな分野として設定はできない。

分担業務分野	業務内容
建築 (総合)	平成31年国土交通省告示第98号における別添一、1、一および二、ロ、(1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書の表の設計の種類欄の(1) 総合に係るもの
構造	同上(2) 構造に係るもの
電気	同上(3) 設備の(i) 電気設備に係るもの
機械	同上(3) 設備の(ii) 給排水衛生設備、(iii) 空調換気設備、(iv) 昇降機等に係るもの

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本プロポーザルの優先交渉権者特定前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）

- ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定が為されていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
- ④ この公告の日から優先交渉権者特定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者
- ⑥ 本プロポーザルに参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ⑦ 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

※類似施設とは 平成31年国土交通省告示第98号別添二の建築物の種類のうち、「十一 福祉・厚生施設の第1類」、「十二 文化・交流・公益施設の第1類、第2類」とする。

4 参加手続

参加手続きは、(仮)八幡市民複合施設基本設計・実施設計業務委託プロポーザル応募要領によります。

5 事務局

市川市 財政部 管財課

〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

TEL:047-712-8657、FAX:047-712-8762

E-mail : kanzai@city.ichikawa.lg.jp